

学校伝染病一覧表

この一覧表にあげた病気は、学校伝染病といわれ、たとえ軽症でも登園できません。かかったら、園に届けを出し、医師の許可があるまで、家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で、欠席扱いにはなりません。



第一種学校伝染病 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重傷急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア

第二種学校伝染病 診断がついたら園へ速やかに連絡する。医師の指示に従い出席停止期間、患者の隔離を守る。

病名	出席停止期間	主な症状	感染経路	潜伏期間	感染期間	予防法	好発季節
インフルエンザ	解熱した後5日を経過するまで	急な発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉や関節の痛み	気道飛沫	1～3日	発病後3～4日	流行時には人ごみの中ではマスク、うがい、手洗いを。予防接種も効果があるが菌種が異なると効力がない	冬
百日咳	特有の咳が消失するまで	はじめは、軽い咳、のどの発赤がみられる。発病後1週間くらいからひどい咳の後ヒューと音を立てて息を吸う症状が長く続く	気道飛沫	1～2週	発病後4週間	患者に近づけない 予防接種	夏
麻疹《はしか》	解熱した後3日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、目やに。頬の内側に白い斑点コプリック斑ができる。発熱後4日目より皮膚に発疹	気道飛沫	9～12日	発疹のでる5日前からでた後4日間	患者に近づけない 予防接種	冬～春
流行性耳下腺炎《おたふくかぜ》	耳下腺の腫脹が消失するまで	37～38℃の発熱。耳の下（両側または片側）が大きく腫れて痛む。食欲不振、嚥下困難	飛沫	2～3週	発病前7日から発病後9日間	患者に近づけない 予防接種	冬～春
風疹	発疹が消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ、首、わきの下などの腫れ。結膜が充血	気道飛沫	2～3週	発疹のでる7日前から、でた後7日間	患者に近づけない 予防接種	春～夏
水痘《みずぼうそう》	全ての発疹が痂皮化するまで	水疱のある発疹がからだ中に次々とでる。かさぶたとなり、先に出たものから治っていく	気道飛沫	2～3週	発疹のでる1日前から後の6～7日	患者に近づけない 予防接種	冬～春
咽頭結膜熱《プール熱》	主要症状が消退した後2日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜炎、首のリンパの腫れ	気道結膜接触汚染物	5～7日	発病後2～3週間	眼やのどの健康観察を行い、充血している者や目やにが出ている者は水泳禁止とする	夏～秋
結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	初期は自覚症状なし。X線で発見されることが多い。疲労感、寝汗、微熱、肩こり、咳、たん	飛沫	1～2ヶ月		BCG接種 X線による早期発見 栄養と休養に注意	なし

第三種学校伝染病 症状によって園医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで



コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

その他の伝染病とは、条件によって出席停止の措置が考えられる伝染病〔容連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、〕と通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病〔頭ジラミ、水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）伝染性膿痂疹（とびひ）〕に分類できる。

「その他の伝染病」について、出席停止の指示をするかどうかは、伝染病の種類や各地域、園における伝染病の発生、流行の態様等を考慮の上判断する必要があります。そのため、上気した伝染病はあくまで例示であって具体的には症状などにより医師の指示に従うことが必要です。